

# 農地・農業用施設を 災害から 守りましょう！



平成18年災害

建設課耕地係 ☎0824-73-1136

これから梅雨時期に入り、大雨が予想されます。昨年は梅雨前線豪雨などにより多くの農地・農業用施設の災害が発生しました。また、市内には古いため池も多く、新たに災害が発生する危険性があります。

## 【災害を未然に防ぐために】

- ①ため池の堤体に草木が繁っていると、堤体のひび割れや漏水が見つげにくくなります。また、草木の根が地盤をゆるめて決壊の原因になることがあります。梅雨前に立木や雑草は刈り取っておきましょう。
- ②洪水吐や放水路にゴミや土砂などが流れ込んでいたら、それらを取り除きましょう。また、貯水量を増大させるために、土のうなどを積み上げている場合は、これを取り除きましょう。(土のうなどを取り除いていない場合、いわゆる人的行為によるものと判断される場合は、災害が発生しても復旧事業の対象となりません。)
- ③事前に、ため池の堤体に陥没やひび割れ、漏水、湿って柔らかくなった個所がないか点検しましょう。もし、異常があった場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ④井せきの洪水吐で角落とし方式のものは、洪水時に操作できないので、大雨などの予報がでたら速やかに取り除いておきましょう。

## 【農地・農業施設の災害復旧の対象】

現在耕作されている農地（田・畑）、ため池、頭首工、用・排水路、農道など

### 【災害の対象となる条件】

- 24時間雨量80mm以上
- 時間雨量20mm以上
- 被災時の河川水位が警戒水位以上
- 1個所の工事の費用が40万円以上のもの
- 農業用施設は利用者（関係者）が2戸以上のもの

### 【地元の分担金】

- 農地 復旧事業費の4%
  - 農業用施設 復旧事業費の2%
- ※工事着手前に納付していただきます。

### 【災害発生時の連絡先】

建設課耕地係または各支所環境建設課へお願いします。

※期間が過ぎると対象にならない場合がありますので、早急にご連絡ください。